

東京都受動喫煙防止条例（仮称） 骨子案のポイント

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の制定目的

- 屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現する。

都独自の新しいルール

「人」に着目した対策

条例骨子案の基本指針

「人」に着目した対策

「働く人や子ども」を受動喫煙から守る

受動喫煙を防ぎにくい
立場である
従業員を守る

健康影響を受けやすい
子どもなど20歳未満の
人を守る

条例骨子案のポイント

受動喫煙を防ぎ
にくい立場である
従業員を守る

- 従業員を使用している飲食店においては、原則屋内禁煙

健康影響を
受けやすい子ども
など20歳未満の
人を守る

- 幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校においては、敷地内禁煙
- 喫煙可能な場所（喫煙室など）への子どもの立ち入り禁止
- 児童・生徒への禁煙教育（喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育）の徹底

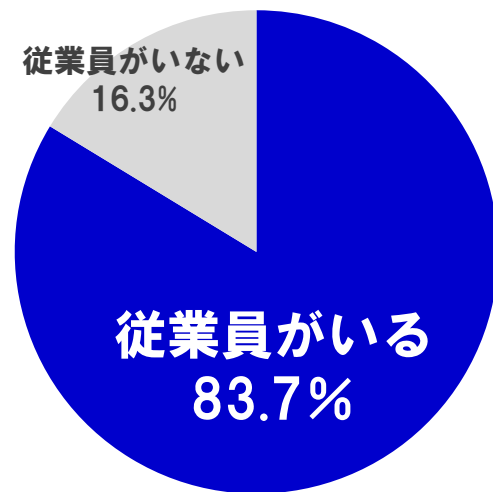
対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲（案）

施設の類型	喫煙禁止場所の範囲
下記以外の多数の者が利用する施設等 （例）老人福祉施設・運動施設・ホテル・ 事務所・船舶・鉄道	原則屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可）
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 （資本金5千万円以下）が経営 <u>かつ従業員を使用していない場合は、 禁煙・喫煙を選択することができる。</u>
病院・児童福祉施設・行政機関・ バス・タクシー・航空機	敷地内禁煙 （屋外喫煙場所設置可）
幼稚園・保育所・小学校・ 中学校・高等学校	敷地内禁煙 （屋外喫煙場所設置不可）

想定される対象飲食店の割合

本案が適用された場合、規制対象となる飲食店は約84%

	本案規制対象
対象店舗	従業員がいる飲食店
喫煙専用室	有
未成年者の立入制限	有
割合	83.7%



対象とするたばこについての考え方

規制対象

たばこ事業法に定める製造たばこ、または製造たばこ代用品

※ 受動喫煙防止が目的であることから、
煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は規制対象外

●加熱式たばこは規制対象。ただし、健康影響が明らかになるまでの間、行政処分や罰則は適用しない。

喫煙場所の整備を積極的に支援

喫煙者・非喫煙者両者が快適に生活できる街づくりを目指して、
事業者・区市町村が行う環境整備に対する支援を充実

- **公衆喫煙所整備補助**

公衆喫煙所の整備又は改修のための区市町村への補助

- **宿泊・飲食施設の喫煙室整備等補助**

宿泊・飲食施設における喫煙室等の改修整備等のための
事業者への補助

本案の施行に向けたロードマップ（案）

